

## 家庭・事業者向けエコリース促進事業について（指定リース事業者に係るQ & A）

No.	項目	ご質問内容	ご回答
1	指定リース事業者	リース先の対象に家庭(個人)とあるが、家庭(個人)をリース先にしていないリース会社は指定リース事業者となることは可能か。	指定リース事業者は、家庭(個人)を必ずリース先としている必要はない。
2	指定リース事業者	一定期間のリース実績の定義について。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間の目安は3年間としている。</li> <li>・3年間に満たない場合でも、その他項目を含め総合的に判断する。</li> </ul>
3	指定リース事業者	家庭用と事業者用の両方に対して低炭素機器リースを扱っているリース会社は、リース保険に入らなければいけないのか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭(個人)のみをリース先の対象とするリース事業者であれば、リース信用保険に加入する必要はない。</li> <li>・ただし、事業者もリース先の対象としている場合はリース保険への加入がエコリース促進事業の指定リース事業者の指定の前提条件となる。</li> </ul>
4	指定リース事業者	指定リース事業者の審査項目のうち、環境配慮活動をしていない場合は指定されないのか。	指定リース事業者の審査は、その他の審査項目を含め総合的に判断する。
5	指定リース事業者	ある特定機器を専門としたリース事業者も指定リース事業者となることは可能か。	可能。ただし、取り扱う機器が本事業の対象機器であることが前提。
6	指定リース事業者	指定リース事業者の認定はいつまで有効か。	本事業は単年度事業であることから、指定リース事業者の指定有効期間は26年度のみとなる。
7	指定リース事業者	26年度に応募しなかった場合でも27年度の公募参加は可能か。	本事業は単年度事業である。本事業が次年度以降継続する際には、指定リース事業者の指定について年度毎に行う予定であるため、次年度以降での公募参加は可能。